

龍泉洞洞内解説映像コンテンツ制作業務委託
仕様書

2026 年 7 月 17 日

岩泉町役場経済観光課

1. 業務名

龍泉洞洞内解説映像コンテンツ制作業務委託

2. 事業目的

岩泉町には、日本三大鍾乳洞の一つとされる龍泉洞があり、洞内に生息するコウモリとともに国の天然記念物に指定されている。洞内の総延長は確認されているだけでも 4,088 メートルに及び、そのうち約 700 メートルが公開されているが、現在も調査が継続されており、未解明の部分が多く残されている貴重な観光資源である。また、龍泉洞を中心とした周辺施設との連携により、地域全体としての観光振興とにぎわいの創出が期待されている。

本事業は、龍泉洞の魅力をより効果的に伝えるため、デジタル技術等を活用したコンテンツを整備し、来訪者の理解促進と満足度の向上を図るとともに、地域活性化を促進することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

令和 9 年 3 月 5 日（金）までにデジタルコンテンツの作成を完了し、3 月 19 日（金）までに、龍泉洞内での配信確認をすること。

4. 委託者

岩泉町

5. 業務内容

以下の業務を総合的に実施し、専用アプリケーションもしくは WEB 上で閲覧できることを前提とした「龍泉洞洞内解説映像コンテンツ」を制作し公開すること。

(1) 業務計画書の作成

下記事項を記載した「業務計画書」を作成し、発注者の承認を得ること。スケジュール作成にあたり、企画・コンテンツ内容の方向性のすり合わせを行うため、契約後及び制作・開発を行っている段階で、計 3 回以上、発注者に対して、画面イメージ等を用意し、確認を求めること。

- ① コンテンツ制作業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 成果品の内容
- ④ 実施体制
- ⑤ その他必要事項

(2) 多言語ガイドシステム構築

- ・近年の外国人観光客の増加に対応するため、施設来訪者自身のスマートフォンを活用し、多言語（日本語・英語・中国語（繁体字及び簡体字））による観光ガイド情報を閲覧できる多言語コンテンツを制作すること。
- ・本コンテンツは専用アプリもしくは WEB ブラウザ上で閲覧可能な形式とすること。接続方式等は発注者と協議のうえ決定すること。
- ・多言語ガイドの設置箇所は、龍泉洞内の 7 か所程度を想定し提案を行うこと。各ポイントにおけるコンテンツ構成や情報の表示方法については、利用者の視認性や理解しやすさの観点から十分に検討・設計を行うこと。（階段のある展望台ルート、長命の泉は提案から外すこと）
- ・多言語ガイドの内容修正、追加、削除については、発注者が自ら実施できる機能を備えること。

なお、本コンテンツの構築にあたり、以下の素材は発注者より提供されるものとする。

- ① 日本語・英語・中国語（繁体字）による解説文（龍泉洞パンフレット）
- ② コンテンツ制作に係る参考資料（画像を含む）

(3) 龍泉洞来訪者向けコンテンツ制作

- ・来訪者が実体験に付加して驚きや発見を楽しめるコンテンツとすること。
- ・**龍泉洞利用者のみが閲覧できるようにすること。**
- ・龍泉洞内および地底湖の説明を必ず盛り込むこと。
- ・デジタル技術等を活用したコンテンツを作成すること。
 - ア-龍泉洞内観光の注意事項。
 - イ-龍泉洞起源伝説をモチーフとしたもの。
 - ウ-龍泉洞内に生息しているコウモリについて、来訪者が理解を深め、親しみを持てるようなもの。
- ・本業務で開発するコンテンツは、スマートフォン等で利用可能な WebAR 方式やネイティブアプリ方式などを想定するが、これらに限定するものではない。
- ・表現手法については AR 技術に限定せず、WEB コンテンツ、映像、アニメーション等を含め、目的に応じた最適な手法を提案すること。
- ・開発後の運用や拡張性を見据え、特定のプラットフォームに依存しない方式とすること。
- ・ネイティブアプリ方式を採用する場合には、アプリ開発およびストアへの申請・公開手続も業務に含むこと。

6. コンテンツの公開

本業務において制作したデジタルコンテンツについては、発注者と協議のうえ、受託者が公開までに必要な各種設定および手続きを実施すること。

- ・来訪者が円滑にアクセス・閲覧できる通信環境および UI を提案すること。
- ・WEB サーバ他、本業務において制作したデジタルコンテンツの運用および公開に必要なサーバは、受託者の責任において運用すること。
- ・ネイティブアプリ方式による提案の場合
 - (a) 対応 OS は iOS 及び Android とする
 - (b) アプリストア (App Store 及び Google Play) から配信を行い、申請・配信に係る手続き及び費用については、委託料に含めること。
- ・Web 方式による提案の場合
以下のブラウザにおける、企画提案時点での最新版で正常動作し、レイアウトやデザインに崩れや誤表示がないことを確認すること。

項目	PC 環境	スマートフォン環境
ブラウザ	Chrome/Safari/Edge/Firefox	iPhone/iPad (iOS) /Android 標準ブラウザ

- ・専門的な立場から、他自治体事例や今後の技術革新も見据え、本業務目的達成のための効果的な提案がある場合は積極的に提案し、町と連携して実施すること。
- ・完成前に町がデジタルコンテンツの広報を行う場合、画像の提供など、必要な協力を行うこと。

7. コンテンツの運用・保守

公開後のデジタルコンテンツの運用および保守については、以下のとおりとする。

- ・公開後の保守・運用費は本業務に含まないが、保守体制および保守・運用に係る費用を提案内で明示すること。
- ・不具合発生時は速やかに対応すること。
- ・将来的な OS アップデート等の動作環境の変化が発生した場合は、発注者と協議の上、速やかに対応期間、対応費用を含めた対応方針を提案すること。

8. 成果品等

成果品は、下表のとおりとし、以下の場所に納品すること。

住所：岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5

納品先：岩泉町役場 経済観光交流課

電話番号：0194-22-2111

受注者は、業務を完了したときは遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本町の検査を受けるものとする。

	区分	内容	納入時期
1	WEB コンテンツ	WEB 上にアクセスすることで、(2)～(3)に記載の各コンテンツが閲覧可能な状態で納品すること。	業務完了届提出時
2	操作手順及び 運用手引書	一般利用者およびシステム管理者向けに、システムの操作方法並びに運用方法を取りまとめた資料を作成すること。	業務完了届提出時
3	障害対応 マニュアル	障害発生時における対応手順および復旧方法について整理した資料を作成すること。	業務完了届提出時
4	制作した全 データ	音声、デザインデータ等	業務完了届提出時
5	その他	本事業の実施にあたり、発注者と受託者の協議により必要と認められた成果品一式を納入すること。	適時

9. その他

- (1) 受託者は、関係する法令、条例を遵守し、誠実かつ確実に業務を遂行すること。
- (2) 発注者と十分な相互調整を行いながら推進すること。
- (3) 必要に応じて発注者及び関係者、監修者等の指導を得ながら業務を行うこと。
- (4) 発注者の承諾なく成果物、資料、業務にて知り得た情報を第三者に漏洩しないように厳重な管理を行うこと。業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務で知り得た個人情報に関しては、法令（個人情報の保護に関する法律等）を遵守し、取り扱いについて十分注意すること。また、関係者への周知徹底を厳正に監督・管理すること。
- (6) 本業務によって生じた成果に対する権利は、その生じたときから、受託者の責任により、すべて発注者に帰属させるものとする。ただし、成果物に著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「第三者の知的財産権」という。）を使用する場合で、その権利を発注者に帰属させることができない

ときは、受託者は発注者と協議の上、当該第三者との間で必要かつ可能な権利処理を行い、発注者は受託者が行った権利処理の範囲内で成果物等を使用するものとする。

- (7) 業務計画書の内容について疑義が生じた場合及び判断しがたい場合には、発注者と受託者で協議の上、決定する。

以上